

# 甲府市(山梨県)

(2006年8月18日現在)

## 1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年3月1日	合併の方式：新設・ <b>編入</b>	<p>旧甲府市 旧中道町 旧上九一色村(分村)</p>
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <b>無</b>		
人口 <sup>(1)</sup> ：202,073人(高齢化率 <sup>(2)</sup> 19.5%)	面積 <sup>(3)</sup> ：212.41k㎡	
議員数 <sup>(4)</sup> ：38人(法定上限38人)	一般職員数 <sup>(5)</sup> ：1,214人	
財政力指数 <sup>(6)</sup> ：0.784	経常収支比率 <sup>(7)</sup> ：86.8%	
2004年度歳入予算額 <sup>(8)</sup> ：66,231,130千円		
うち、地方税29,423,259千円、地方交付税7,238,336千円		
合併特例債発行予定額22,490百万円/同限度額23,680百万円		
産業構造 <sup>(9)</sup> ：第一次産業3.3%、第二次産業28.8%、第三次産業67.9%		

(出典)(1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
(4)：合併時の数。(5)：人事課給与係。(6)(7)：新市財政計画。(8)：2004年度当初予算額。

## 2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 <sup>(1)</sup>	高齢化率 <sup>(2)</sup>	面積 <sup>(3)</sup>	議員数 <sup>(4)</sup>	一般職員数 <sup>(5)</sup>	財政力指数 <sup>(6)</sup>	経常収支比率 <sup>(7)</sup>
旧甲府市	196,154人	19.4%	171.88k㎡	34人	1,120人	0.81	85.4%
旧中道町	5,556人	22.0%	21.02k㎡	12人	53人	0.39	79.9%
旧上九一色村	1,639(363)人	28.2%	84.72(19.51)k㎡	3人	39人	0.42	85.0%

(出典)(1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
(4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

※上九一色村については分村合併であるので、把握できる数値について( )内に本市と合併した地域の数値を表示した。

## 3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、③住民ニーズの広域化・高度化、④少子高齢化> 甲府盆地一体の発展と中核市構想の推進のため。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑧事務事業の調整> <最も重視したことの具体的な内容> 合併して行政制度等が大幅に変更する編入された町村住民の理解。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員> <合併推進の具体的な活動> 首長間における十分な協議。各市町村議会において、合併に係る協議会、委員会等を設置し積極的に議論した。

#### 4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
今回の合併構成市町村のほかに、1村を加えた合併協議を行った。(任意・法定協議会設置)その後、住民投票等の結果により構成町村が離脱し協議会は廃止となったが、新たに現在の構成市町村により合併協議会を設置し、合併に至った。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
上記のとおり。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
⑪生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2005年1月、編入された町村及び町村議会からの合併の申し入れ。	
(5) 任意の合併協議会 (設置していない)	
構成メンバー	
運営上の工夫	
(6) 法定協議会 (設置期間: 2005年2月2日~2006年2月28日)	
住民発議等	有 (直接請求・住民発議)・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、助役 (市1名、収入役村1名)、議員 (市6名、町4名、村3名)、都道府県職員 (各地域振興局長 (部長職) 3名)、学識経験者として、地域・女性・産業・福祉・教育の各分野から選出。各市町村6名。ほか、監査委員として、市1名、町1名 計41名
運営上の工夫	ホームページにおいて会議録等の公開を行い、協議会だよりを全戸配布し情報提供に努めた。また、合併して行政制度等が大幅に変更した、編入された町村住民に制度等を周知するガイドブックを全戸配布した。
(7) 基本5項目 (①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産)	
<協議を行ううえでの工夫> 特になし。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始:	05年2月 05年2月 05年2月 05年2月 05年2月
合意:	05年2月 05年2月 05年2月 05年2月 05年2月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	
特になし。	
<基本項目①「合併の方式」の決定理由>	新設・ <input checked="" type="checkbox"/> 編入
これまでの本市の合併の経緯、合併関係町村の規模の相違。	
<基本項目②「合併の期日」の決定理由>	2006年3月1日合併
合併までの準備期間 (電算システム構築と事務事業調整に要する期間) を考慮。	
<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由>	公募有・ <input type="checkbox"/> 無
決定手続: 協議会においての協議による決定に基づき、編入する市の名称とした。	
選定理由:	

<p>&lt;基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点&gt; <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">既存施設</span> ・新規建設</p> <p>編入合併であるので、編入する市の事務所の位置とした。        (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)        旧中道町の事務所は新市の支所に、旧上九一色村の事務所は新市の出張所とした。</p>				
<p>&lt;基本項目⑤「財産の取扱い」&gt;</p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)        正の財産はあり、問題になることもなく財産区とした。負の財産はなし。</p>				
<p>(8) 新市建設計画 (計画の対象：<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">全市</span> or 編入された区域)</p>				
<p>計画の期間： 10ヶ年</p> <p>理由 新市建設の基本方針、新市の将来像を実現するため。また、合併特例債の期間が概ね10年のためそれに倣った。</p>				
<p>&lt;策定に当たっての工夫&gt;</p> <p>合併特例債の活用については、新規事業よりも既存の地方債を繰り替える形で後年度負担が増えないよう留意した。</p>				
<p>&lt;関係市町村間での調整が難航した項目&gt;</p> <p>特になし。</p>				
<p>&lt;新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫&gt;</p> <p>特になし。</p>				
<p>&lt;新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容&gt;</p> <p>編入する甲府市の総合計画の施策体系を基本とし、関係町村から施策要望を受け盛り込んだ。</p>				
<p>単位：百万円 ( )は%</p>	<p>合併前 (2003年度)<sup>(1)</sup></p>	<p>財政計画</p>		
		2005年度	2010年度	2015年度
歳入合計	68,052	67,434	66,235	64,476
地方税	29,567(43.4)	29,541(43.8)	29,831(45.0)	29,319(45.5)
地方交付税	7,928(11.6)	7,745(11.5)	7,231(10.9)	7,862(12.2)
歳出合計	66,994	67,434	66,235	63,486
人件費	12,987(19.4)	10,939(16.2)	10,979(16.6)	9,487(14.9)
(参考:一般職員数)	(1,212人)	(1,162人)	(1,131人)	(1,116人)
公債費	9,791(14.6)	8,439(12.5)	6,123(9.2)	6,556(10.3)
普通建設事業費	8,908(13.3)	11,509(17.1)	11,792(17.8)	11,400(18.0)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

<p>(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等</p> <p>早急な都市計画区域の統合は困難であり、当面は合併後も現状のとおり2つの都市計画区域の存続のもとに、都市づくりを行う。今後は、豊かな自然環境を活かしたまちづくり形成の状況をみながら、都市計画区域の統一を検討する。</p>
<p>(10) 住民への情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌等の配布 (全5号。配布方法：全戸配布または新聞折り込み)</li> <li>・ 住民説明会の開催 (延べ7回開催、延べ800人参加)</li> <li>・ HPの開設 (2005年2月開設、月1回定期更新、アクセス数18,000回)</li> <li>・ その他 (具体的に：編入された町村住民に制度等を周知するガイドブックを全戸配布)</li> </ul>

(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
(名 称):「甲府市との全村合併の是非を問う住民投票」(上九一色村)	
(時 期):2004年11月28日	
(対象者):20歳以上の住民	
(方 法):投票方式	
(名 称):「市町村合併住民意向調査」(中道町)	
(時 期):2004年12月29日	
(対象者):18歳以上の住民	
(方 法):アンケート方式(郵送・ <input checked="" type="checkbox"/> 訪問)	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：山梨県市町村合併推進事業費補助金(600万円) 山梨県まちづくり総合事業費補助金(500万円)	
人的支援：合併協議会事務局に県職員1名の派遣。	
(13) 外部コンサルタントへの委託：有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
委託費	千円
委託内容	

## 5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	有(定数特例(定数 人)・在任特例(在任期間 年 ヶ月))・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
その理由	地方自治法に基づき、甲府市議会の定数条例を改正。編入された中道町・上九一色村の区域にそれぞれ選挙区を設け、中道町3人、上九一色村を1人とする増員選挙を行った。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有(2007年7月30日まで特例措置を適用)・無
その理由	農業委員会事務局の調整及び協議会における協議による。合併特例法第8条第1項第2号に基づく在任特例。
(3) 三役	
旧甲府市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。
旧中道町	町長は退職、助役、収入役は不在。
旧上九一色村	村長は退職、助役は不在、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	<定数の削減>2005年度1,974人を2010年度1,915人に削減。
給与の調整	<給与の再調整・再計算>旧町村に採用された日に、本市に採用されたものとみなして、本市の昇給昇格制度の運用方法で再計算を行い、その調整期間は、合併後5年度間を限度として、1年度につき旧昇給制度の1号給の範囲内で行う。
役職の調整	職位の格付けは、旧町村における職位や経歴などを基礎としながら、本市における昇任昇格等の運用実態や本市職員の比較などを総合的に判

	断して行った。なお、職位の基本的な調整方法は、8級課長→8級課長、7級・6級課長→7級課長補佐、6級主幹→6級係長、4級・5級主査は→4級・5級主任、3級主任→3級主任、2級主事→2級吏員、1級主事補→1級員としながら、職員ごとに個別の調整を行った。	
(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に部・課とも完全に統合。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
編入された区域には、合併前に支所・出張所はない。		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
その理由	合併後も合併地域の住民の意見を新市の施策に反映させ、地域内の課題を検討するとともに、更なる行政サービスの充実を図るため、旧中道町・上九一色村の地域に地域審議会を設置。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人市民税のうち法人税割	旧甲府市 14.7% 旧中道町 12.3% 旧上九一色村 12.3%	2011年4月1日から14.7%に統一。
軽自動車税の税率	旧甲府市 制限税率 例：原付50cc以下1,200円 旧上九一色村 標準税率 例：原付50cc以下1,000円	2006年4月1日から、旧上九一色村の制度に統一。
固定資産税の課税免除等の規定	旧中道町の農村地域工業等導入促進のための不均一課税	合併後の甲府市には、「農村地域」が引き継がれないため、不均一課税は行わない。
(9) 上下水道使用料（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
上水道料金	旧中道町の水道事業は、当分の間、別事業として経営する。管理運営体制は、一元化を図り、将来的には事業統合を行う。合併後、当分の間、料金は別事業体系とする。簡易水道事業の水道料金については、当分の間は現行のおりとする。ただし、合併後3年を目途に、現行定額制である旧上九一色村の使用実態を考慮し、口径別・水量段階別の料金体系を設定する。	
下水道料金	公共下水道の使用料については、それぞれの市町の例により、現行のおりとする。公共下水道の受益者負担金については、合併後の新たな賦課区域にかかる受益者負担金の納期及び減免等について、甲府市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課した受益者負担金に係る負担金額・納期・報奨金・減免等は、それぞれの市町の例により現行のおりとする。農業集落排水施設の使用料については、当分の間は現行のおりとする。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
例外措置	特になし。	

(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：旧甲府市の制度に統一する。ただし、国民健康保険法附則第 11 項の規定により、合併年度及びこれに続く 5 年度は不均一課税とする）		
賦課徴収方法	旧甲府市 保険料 3 方式 旧中道町 保険税 4 方式 旧上九一色村 保険税 4 方式	2006 年 4 月 1 日から保険料方式に統一。
所得割	旧甲府市 10.40% 旧中道町 4.20% 旧上九一色村 4.87%	2011 年 4 月から旧甲府市の料率に統一（所得割に経過措置係数を乗じて不均一課税を行う。2006 年度を 0.64 とし、それ以降順に 0.71、0.78、0.85、0.92 とし、2011 年度に甲府市の料率に統一。）
資産割	旧甲府市 なし 旧中道町 30.00% 旧上九一色村 39.60%	2006 年 4 月 1 日から旧甲府市の 3 方式（所得割・均等割・平等割）に統一。
均等割	旧甲府市 24,940 円 旧中道町 25,000 円 旧上九一色村 14,000 円	2006 年 4 月 1 日から旧甲府市に統一。
平等割	旧甲府市 18,490 円 旧中道町 26,000 円 旧上九一色村 20,000 円	2006 年 4 月 1 日から旧甲府市に統一。
(12) 介護保険事業（調整方針：負担の高い方に合わせる）		
第 1 号被保険者の月額基準保険料	旧甲府市 3,042 円 旧中道町 2,917 円 旧上九一色村 2,359 円	保険料については、旧甲府市の制度に統一する。ただし、合併年度に限り、それぞれの市町村の例により現行のとおりとする。保険給付については、合併時に旧甲府市の制度に統一する。
(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）		
整備方法	基本的に旧甲府市のシステムに統一。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、その内容と理由	旧甲府市は変更なし。旧中道町及び旧上九一色村の区域内における字の名称については、大字名を町名とする。（例：中道町下向山→甲府市下向山、上九一色村古関→甲府市古関町）	

## 6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：175 百万円/10 年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	ほぼ策定済みだが、議会の議決は経ていない（2006 年 6 月に議会に議案提出）
総合計画	策定作業中（2006 年 6 月議会に議案提出）

(3) 合併による効果

<②サービスの高度化・多様化>

合併を契機とする地域経済の活性化や行財政基盤の強化により、サービスの高度化・多様化とサービス水準の維持向上を図れる。

<④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開>

地域が有する自然環境や歴史的な資産を有効活用することにより、新たなまちづくりを推進できる。また一方で類似の施設を統合するなど効率化を図れる。

<⑤行財政の効率化>

合併を契機とした効率化の徹底や財政基盤の強化により、行政課題に柔軟に対応できる組織の充実を図れる。

(4) 合併による問題点と解決策

<①役場が遠くなり不便になる、③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる、  
⑥広域化に伴い、サービス水準が低下する>

住民サービスに支障をきたさないよう、旧町村の事務所に支所・出張所及び総合行政窓口センターの設置を行った。また、地域審議会を設置するほか、市長対話の実施などにより合併対象地域住民の意見等を市政に反映する方途を講じた。

(5) 残された課題

合併後間もなく、現在のところ特に課題はない。